

インドビジネスニュース

インド入国カードの電子化導入と注意点 (2026年4月1日以降、渡航時に必須)

2026年3月

1 E-Arrival Card とは

インド当局は、2025年10月1日より、入国審査の際に提出が必要な入国カード (Arrival Card) の電子版 (E-Arrival Card) を導入しました。紙媒体の入国カードは、現時点の情報によると、2026年3月末で廃止される予定です。

電子版を利用する場合は、インド到着前 72 時間以内に専用ウェブサイトでの手続きが必要です。

- 公式申請サイト (インド内務省入国管理局) : <https://indianvisaonline.gov.in/earrival/>

2 注意点①：正規サイトの見分け方

現時点では、まだ利用者・検索者が多くないことが理由と推測されますが、「E-Arrival Card」で検索しても正規サイトが上位に表示されないケースが多く、クレジットカード情報を要求する非公式・有料サイトも上位に検索表示されることがあります。

正規サイト (無料)	要注意サイト (非正規)
無料	・「1日以内処理は35ドル」等の有料オプションを提示 ・無料の場合は完了まで2-3日かかると表示される
紙の入国カードと基本的に同じ項目 尚、入力時間は数分程度	クレジットカード情報の入力を要求 尚、それ以外の入力項目は概ね正規サイトと同じ
入力・申請直後にPDFが生成される	不明

3 注意点②：非正規サイトからの「リマインダーメール」に注意

非正規サイトに途中まで情報を入力した場合、以下のようなリマインダーメールが数日おきに届くケースも報告されています。

[Redacted]
Your India AC application is **99% complete**. All necessary information has been submitted, and the only remaining step is the final payment.

Don't let your travel plans be delayed. Submitting the payment now ensures your application moves immediately to the processing queue.

Please follow the link below to finalize your submission:

[Redacted]
The majority of applications are successfully processed within **1 day(s)**. Remember, the India AC is mandatory for your trip. Secure your entry permission now.

If you have any questions or require any assistance, please contact us at

[Redacted]

「申請が 99%完了、最後に支払いを」と誘導するもので、非正規サイトによるメールです。E-Arrival card が“有料ということはありません”ので、このようなメールが届いても、リンクをクリックせず、支払いを行わないでください。

4 注意点③：PDF は申請時に必ず保存

現時点の仕様では、正規の E-Arrival Card でも、申請完了後にメール通知・PDF の送付が行われません。申請画面で PDF を生成した際は、その場でスマートフォンまたは PC に保存しておくことが望ましいと考えられます。（Immigration 通過時に必ずしも提示を要求されないかもしれませんが、保存しておくことで登録完了したことの確認、並びに提示を要求された場合の対応が可能となります）

5 現状と今後の見通し

紙の入国カードとの併用期間中につき、当面は空港でも紙の入手が可能です。但し、到着タイミングによっては殆ど紙が置いていない事態も散見されていますので、入国時に焦らないよう（焦ると上述のような有料サイトに誘導されやすくなります）、前広な情報収集が大切です。最新の情報については、インド政府・在インド日本国大使館等からの公式最新情報を参照しながら進めてください。

執筆

横田 学（よこた まなぶ）

Director, Grant Thornton Bharat LLP

(*) 上記は執筆者個人の調査と体験談聴取によるものであり、所属組織の見解と異なる可能性がございますことご了承頂きますと幸いです。

◆◇ 発行情報 ◇◇

■発行元

松田綜合法律事務所（2025 年度インド愛知デスク運営業務受託者）

担当：弁護士 久保達弘・弁護士 長泉地薫大

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大成 大手町ビル10階

TEL: 03-3272-0101 (代表) FAX: 03-3272-0102

事務所HP：www.jmatsuda-law.com

過去のニュース記事はこちら：<https://jmatsuda-law.com/india-aichi-desk/>